主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人後藤義隆の上告趣意について。

論旨は、被告人の本件犯行前後における事情を述べて、原審が被告人に実刑を科 したのは著しく重きに失する不当の判決であるというのであるが、このような主張 は上告の適法な理由ではないので採用することができない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二五年一二月五日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長谷川
 太一郎

 裁判官
 井上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河村
 又介